

令和7年度八尾市空飛ぶクルマの社会受容性向上イベント実施業務仕様書

1. 業務の名称

令和7年度八尾市空飛ぶクルマの社会受容性向上イベント実施業務（以下、「本業務」という。）

2. 業務目的

本業務は、2025年大阪・関西万博を契機に、次世代エアモビリティである空飛ぶクルマの社会実装の展開が国・府をはじめ各自治体においても取り組まれており、本市においても空飛ぶクルマを身近に感じることのできる取り組みにより、八尾市民の空飛ぶクルマへの理解を深め、もって社会受容性の向上を図ることを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

4. 事業に要する経費

本業務完了時に支払うこととし、交通費等の一切を含むものとする。

5. 業務の概要

- (1) 空飛ぶクルマ実機の展示
- (2) 空飛ぶクルマ実機への搭乗体験の実施。但し、実機操作を伴う必要はない。
- (3) 空飛ぶクルマフライトシミュレーター又はVR体験
- (4) 空飛ぶクルマの解説や八尾市における空飛ぶクルマの活用事例等のパネル展示
- (5) 空飛ぶクルマの実飛行映像の投影
- (6) 来場者へのアンケートの実施・集計
- (7) 上記各項目を実施するための準備及び撤収と実施に必要な業務全般

6. イベント開催日時

2026年（令和8年）2月7日（土）10:00～20:00

7. イベント開催場所

アリオ八尾光町スクエア 八尾市光町二丁目3番

会場は別紙図面のとおり

8. イベント実施における留意事項

- ア 空飛ぶクルマ実機展示は、イベント開催中は実機の実飛行又は地上移動は行わず、固定するものとする。
- イ 空飛ぶクルマ実機搭乗時においては、写真等の撮影を可とすること。
- ウ フライトシミュレータ又はVR体験においては、体験当事者以外の者に対してもモニター等での映像確認を可能とすること。
- エ 説明パネル等の記載内容は指定しないが、空飛ぶクルマについての理解が深められる内容のものとする。
- オ 実飛行映像の投影については、会場に設置されているディスプレイを使用し、接続する機器及び飛行映像については本業務受託事業者（以下「事業者」という。）で用意すること。ディスプレイの接続仕様はHDMIケーブルでの接続とし、ケーブルについては市で用意する。
- カ 会場への搬入は開催日前日の令和8年2月6日(金)午後9時以降、イベント終了後の搬出は開催日当日の午後9時以降に実施しなければならない。また、会場での準備作業は搬入時又は開催日当日の午前7時以降に実施しなければならない。
- キ 空飛ぶクルマ実機等、台車による搬入出経路は別紙搬入出経路図面のとおりとすること。
- ケ 搬入出に台車等を用いる場合は、店舗床面を傷つけることのないよう、タイヤカバー等を装着する又は床養生を行うこと。
- コ 業務実施のための機材は事業者が用意するものとする。但し、机、椅子については会場備品を使用することを可とする。

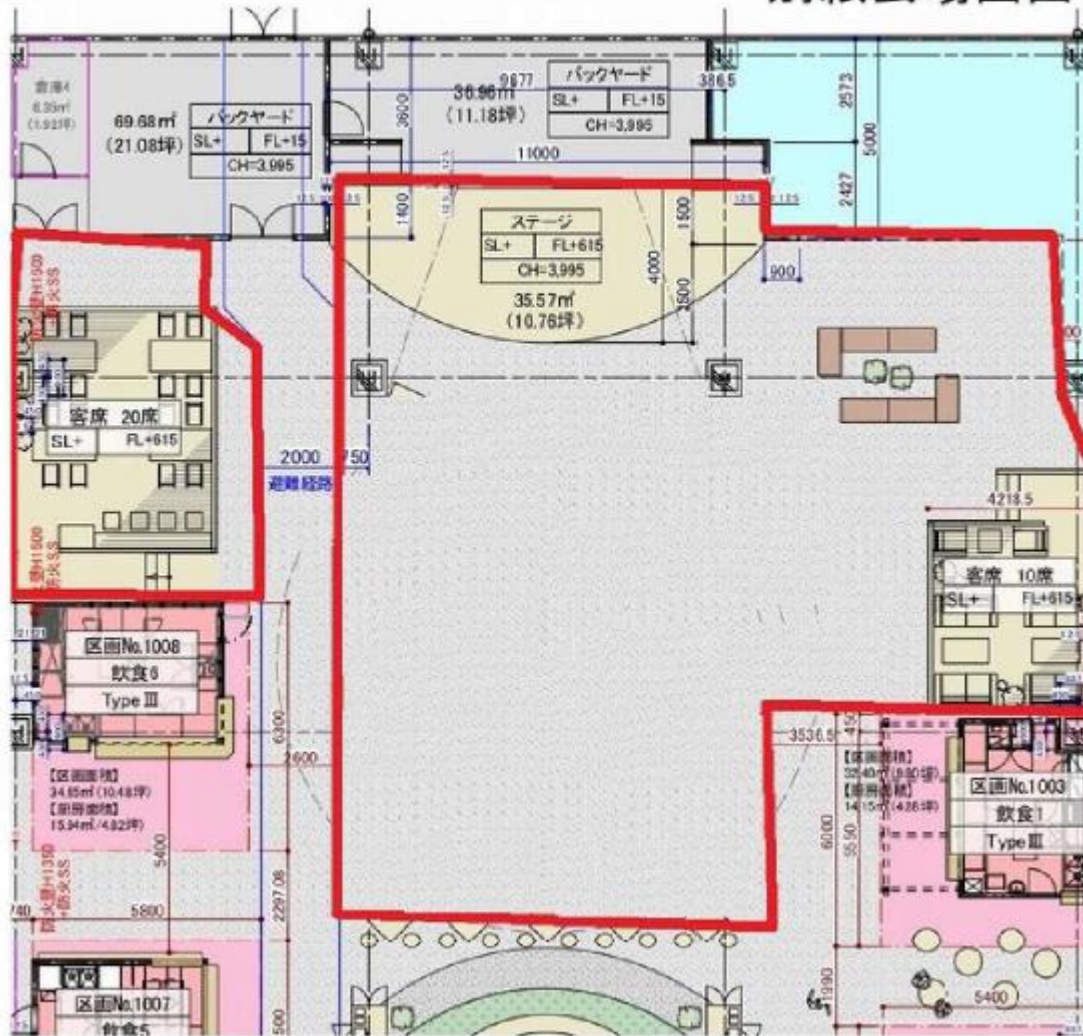
9. 事業者の責務

- ア 事業者は、法令等を遵守しなければならない。
- イ 事業者は、業務の遂行に際して、宗教活動または政治活動を行ってはならない。
- ウ 事業者は、業務中に知り得た情報についての守秘義務を負う。また、本契約終了後においても同様とする。
- エ 本業務従事者の故意または過失により第三者及び会場の建物及び備品等に損害が生じた場合は、事業者の責任として速やかに原状回復し、損害が生じた場合は賠償義務を負う。
- オ 市は、本業務従事者に服装、言葉遣い及び来場者への応対等について問題がある場合は、事業者に対し、改善を求めることができる。事業者は改善要求に速やかに対応すること。

10. 安全管理

- ア 事業者は、緊急時の連絡・対応の迅速性を図るための体制をあらかじめ市に報告すること。
- イ 事故等の発生時には、迅速かつ的確に対処するとともに、市に直ちに連絡し対応策を協議すること。
- ウ 本業務に関し、苦情または業務に支障が生じた場合は、対応を行い、市に報告すること。

別紙会場図面



搬入出経路図面

(別紙)

